

○公衆用道路用地の寄附等による取得および町道路線認定基準要綱

(平成 18 年 4 月 1 日告示第 87 号)

改正 平成 21 年 8 月 5 日訓令第 18 号 平成 23 年 6 月 23 日告示第 41 号

公衆用道路用地の寄附等による取得および町道路線認定基準要綱(藤崎町平成 18 年訓令第 2 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この告示は、公衆用道路用地(以下「道路用地」という。)の寄附または譲与による取得および道路法(昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。)第 8 条の規定に基づく町道路線の認定に際し必要な事項を定めるものとする。

(寄附または譲与を受ける要件)

第 2 条 寄附または譲与を受ける道路用地は、公衆の利用度が高いもので、次の各号に該当する場合に限るものとする。

- (1) 新設する道路用地等は藤崎町開発行為指導要綱基準に適合していること。
- (2) 既存の道路用地については原則としてその両端又は一端が道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条各号に規定する道路のいずれかに接続しており、幅員の十分でない道路で周辺が既に建築物が建ち並んでいるなど、道路整備が著しく困難である場合の最小幅員は 4 メートル(側溝敷地を含む。)以上であること。ただし、特別の事由により 4 メートル(側溝敷地を含む)以下については、別途協議するものとする。

(事務処理)

第 3 条 寄附または譲与に伴う事務処理が原則として所有権移転登記事務に限り、町長が行いその他については寄附または譲与をする者が行うものとする。

- 2 寄附または譲与をしようとする者は、所有権移転登記に必要な書類およびその他参考図書、各施設管理者との協議書の写しを添付し、寄附採納願(様式 1)を町長に提出しなければならない。
- 3 道路施設については寄附採納願提出前に設計事前協議書(様式 2)を提出すること。

(町道路線の種類)

第 4 条 町道路線の種類は、次のとおりである。

- (1) 1 級町道路線
  - (2) 2 級町道路線
  - (3) その他の町道路線
- 2 前各号の基準については、昭和 55 年 3 月 18 日建設省道地発第 18 号による通達の基準を適用するものとする。

(町道路線認定の要件)

第5条 第4条各号のいずれかの路線に該当し、かつ次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 新設及び既存の道路用地は原則として藤崎町開発行為指導要綱基準に適合していること。
- (2) 道路用地または、道路と一体となってその効用を全うする施設若しくは工作物は、所有者から町に無償で所有権が移転できるものであること。
- (3) 前号の場合、境界が明瞭で抵当権、その他一切の権利が排除されていること。
- (4) 交通事故発生の原因となり、または美観風致を害しあるいは道路管理上支障となるような道路占用物件が設置されていないこと。

(路線認定の特例)

第6条 既存の道路用地について、第2条第2号前段にかかるものについては、第5条第1号の要件を具備していなくとも町道路線として認定することができる。

2 既存の道路用地について、設置当時の都市計画法、土地区画整理法、新住宅市街地開発法および建築基準法の基準により造成された道路については、第4条から前条までに定められた諸要件を具備していなくとも町道路線として認定することができる。

3 その他特に町長が必要と認める路線

(路線の変更)

第7条 すでに認定された路線がその後、改良等によって事情の変更があった場合は、それぞれ適格な等級に変更することができる。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年8月5日訓令第18号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年6月23日告示第41号)

この告示は、公布の日から施行する。